別表第二のうち二　総領事館の表中南米の項中「レシフェ」を削り、同表欧州の項中「ジュネーブ」を削る。

合衆国ドル	2,464	2,099	1,825	1,643	1,460	16.0%	アメリカ
	7.6%	スイス・フラン			5,802	4,943	4,298	3,868	3,438

附　則

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

外務大臣　岡田　克也
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百九十四号

保険法及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、保険法（平成二十年法律第五十六号）及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（森林国営保険法施行令の一部改正）

第一条　森林国営保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の規定で従うことを定めた商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百三十七条」を「において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第十条」に改める。

第十一条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、保険契約の解除の結果、当該保険契約者に対し既に払い込んだ保険料の一部を返還すべきときは、都道府県知事は、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第十二条を削る。

第十三条の前の見出しを削り、同条中「法第二十条ただし書の規定により」を「既に払い込んだ」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（経由機関）」を付する。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第十条から第十三条までの規定中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

第三十三条第一項及び第三十四条中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第三条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の三第五項の表中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する組合及び同法第九条の七の五第二項に規定する共済代理店の項中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に、「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（貸金業法施行令の一部改正）

第四条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の三の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第六条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ロ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条第一項」を「保険法（平成二十年法律第五十六号）第二十五条第一項」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この政令の施行の日前に締結された住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条の規定による保険契約により保険関係が成立した貸付けについて保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第一条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条第一項（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の規定により独立行政法人住宅金融支援機構が取得した貸付債権については、前条の規定による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第六条から第十条までの規定中「保険金額」を「保険金」に改める。

附　則

この政令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司